

舞鶴地方総監部援護業務課
援護係長 小 原

退職自衛官の採用について

自衛隊では、その精強性を維持するため、若年定年制及び任期制という独自の人事制度を採用しています。これは、多くの隊員が比較的若いうちに定年を迎える、あるいは一定の任期を満了して退職することを意味します。自衛隊では、これらの隊員が退職後も安心して社会生活を送れるよう、「就職援護制度」を設けており、自衛隊（援護業務課）が、隊員一人ひとりのスキルや経験を活かせる再就職先が見つかるよう、きめ細やかな支援を実施しています。このため、専用の求人票を自衛隊に提出いただくなど、一般求職者とは異なる採用手続きが必要となりますので、制度概要及び注意事項について、下記にて説明させていただきます。

記

1. 就職援護制度について

(1) 目的

自衛隊では、精強性確保のために若年定年制及び任期制の人事制度をとっております。定年退職までの期間又は任期制のように一定期間組織に貢献してきた隊員の退職後の生活基盤を整えることにあります。また、これらの隊員に就職援護として、再就職に関する支援を実施しております。

(2) 退職年齢

① 定年制

階 級 等		定年退職年齢
3 佐	幹部	5 7 歳
1 尉、2 尉、3 尉		5 6 歳
准尉、曹長、1 曹	海曹等	5 6 歳
2 曹、3 曹		5 5 歳

※¹ 各階級等における定年年齢は、上記表中のとおりとなっておりますが、専門性が要求される警務及び音楽の職域においては定年年齢は60歳となっております。

※² 定年日は、退職年齢を迎える誕生日の日付となります。

② 任期制 20～30代で退職

数年ごとの任期期間勤務後、継続勤務を希望しない隊員

(3) 採用までの流れ

① 求人票の提出（自衛隊援護協会指定の求人票を使用）

入手方法：自衛隊援護協会大阪支部ホームページよりダウンロード（Excel様式）

記入方法：Excel様式に必要事項を入力

提出方法：Excelデータをメールにて送付

提出先：ohara_toshio@inet.msdf.mod.go.jp

問い合わせ：海上自衛隊舞鶴地方総監部 援護業務課

②登録手続き

海上自衛隊舞鶴地方総監部にて求人票受付後、自衛隊援護協会へ登録を行います。

③隊員への提示

希望職種と合致する隊員に適宜、提示していきます。

④面談等

隊員から面談等の希望がありましたら舞鶴地方総監部 援護業務課が取次を行います。
退職自衛官の採用に関する質問等は、舞鶴地方総監部援護業務課までご連絡ください。

2. 自衛隊JOB-EXPOについて

自衛隊法等により、援護業務課員以外の隊員による情報提供・要求の禁止や現役隊員の求職活動時の届出義務等、退職自衛官の再就職に関する制限がありますので以下の点にご注意ください。

(1) 禁止事項

- ①参加隊員の個人情報の共有
- ②参加隊員への名刺の授受

(2) 自衛隊JOB-EXPO参加資格

求人票の事前登録は、JOB-EXPOの参加必須条件ではありません。